

平成 27 年 1 月 15 日

(別紙)

平成 26 年度 都中 P 要望書

1 公立中学校のレベルアップに向けて

1. 35 人学級の継続について

現在行われている中一ギャップ加配は、生徒の学習・友人関係・生活などに関する不安やストレスを予防することに加え、教員が生徒一人一人と向き合う時間が増え、きめ細かい指導が行われるなど高い効果をあげています。今後も都独自の施策として 35 人以下の学級の定着を強く要望します。また、他県では独自予算で 35 人編成を行っているところも多くなって来ています。中 1 にとどまらず、ぜひこの制度を中 2 中 3 へ拡大し「中一ギャップ加配」から「中学校 3 年間にわたっての 35 人学級加配」としていただきますよう要望します。

2. 教員のレベルアップについて

東京の教員に優れた人材が得られるよう、また、一人一人の教員が教職へのモチベーションを持ち続け、能力を最大限発揮できるような教員を支援する仕組みづくりが望まれます。そのため、教職や学校が魅力ある職業、職場となるように、教員の処遇や、教職員配置、学校の施設、設備等引き続き教育諸条件の整備を要望します。また、新任の教員や課題のある教員への研修については、さらに実効性の高い施策の検討実施を強くお願いします。

3. 教員が生徒と接する時間の確保

本年 7 月に制定された「東京都いじめ防止対策推進条例」において、各学校は生徒の声を確実にとらえ、対応することが強く打ち出されています。そのためには教員が生徒と接する時間をしっかり確保することが必須です。また授業の質の向上には教材研究が欠かせません。そこで、中学校教員の持ち時数を高校並に減らし、教材研究の時間を確保すると共に、教員が生徒と接する時間を確保して、きめ細かい指導が行えるようにしていただきたいと思います。

4. 道徳教育の充実

自他の生命を尊重し、規律ある生活をするなど、社会の一員としての基本を子どもに身につけさせることは、家庭が第一義的な責任を持つべきであり、家庭教育の最も重要な部分です。しかし、いじめや自殺問題、生命の尊さを軽視した少年犯罪等は社会の中で起こることであり、学校という集団の中で「道徳」として学習することが効果的であると考えます。道徳の授業は、社会を社会として機能させる上で最も大切な学習です。国の動向としても道徳の教科化が検討され、実現に向けて動き出しているところです。昨年この会でも、「道徳について都は国に先駆けて取り組みを進めている」との回答をいただいています。保護者としても、家庭教育の中で道徳性の涵養にさらに努めたいと思いますが、教員の道徳の指導力向上について、都としてさらなる取り組みの推進を求めたいと思います。

5. 通常の学級に在籍する特別な支援の必要な生徒に対する支援

近年、発達障害等により学習面、生活面、行動面、友人関係などでつまづきを抱える子どもが増えていることを感じます。こういった通常の学級に在籍する発達に課題のある生徒は、周囲の無理解による中傷やいじめの対象となることがあります。また、支援の必要な子どもを持つ保護者が孤立したりストレスを抱え込んだりしていることも多くあります。これらの問題を解決するために、こういう子どもたちの特性や、対応の仕方について、通常学級の教員の研修、生徒・保護者・地域など周囲の人たちへの理解啓発の活動を進めて、支援の必要な生徒が一刻も早く適切な教育を享受できるよう要望します。

6. 副校長の複数配置の推進について

学校が抱えている課題は多岐にわたり、一人ひとりの教員の努力だけでは、解決が困難であり、校長のリーダーシップの下、学校組織を挙げて取り組む必要がありますが、近年校長・副校長の大量退職が進んでおり、とりわけ副校長の不足については危機的な状況であると聞いています。副校長には職員からの尊敬と、保護者、地域から信頼を得られるような、しっかりとした教育理念や使命感をもっているなど、教育者としての高い見識が求められます。PTAにとっては学校の窓口であり、多くの場合副会長をお願いしているキーマンです。優秀な副校長なくしてPTAの活動は考えられません。退職するベテラン副校長の再任用採用を進めるなどして、高い資質能力の必要な副校長を確保することが喫緊の課題です。組織的な学校経営を実現する管理職の確保を強く要望します。

7. 養護教諭の増員について

養護教諭は生徒の生命安全を守る最前線で勤務していると思います。スクールカウンセラーと違い常駐する養護教諭は生徒にとって話しやすい存在であり、そこでの会話は「いじめ」の発見や、親による虐待の発見、不登校に陥る生徒の予兆の発見、保健室登校の受け入れなどもあります。以上の様に、養護教諭は受け持つものが多岐にわたるようになり、一人では対応しきれない状態です。養護教諭が複数いれば、修学旅行などの宿泊行事にも日頃から接している養護教諭が帯同することができます。昨年度、一昨年度と養護教諭の増員については『養護教諭の複数配置につきましては、国の定数改善に関する動向を見ていかざるを得ません。』という回答でしたが、東京都として、教職員定数外となる「非常勤・再任用教員」として、養護教諭の複数配置の推進を、国に先駆けて実施していただけるようご検討をお願いします。

8. 学校司書の全校配置について

司書教諭による学校図書館の利用指導の実態は、十分ではありません。週2時間の枠では、授業における学校図書館利用の援助が効果的にできるとは思えません。子どもたちが、本にふれる図書館活動の定着、推進、充実に加え、教員への授業での選書の助言など、専門家としての司書の力が何より必要です。読書は言語力の向上に直結し、そのことは生徒の学力向上に大きな力を発揮します。専門性が高く、勤務時間の全てを学校図書館の運営に充てられる専任の司書を全校に配置するようお願いします。

9. スクールソーシャルワーカーの導入推進

お互いの関係が希薄な社会で生きることを強いられ、孤立感を深めている子どもたちが、安心して暮らし、それぞれの可能性を十分に発揮できるような環境を作り出す必要性はますます高まっています。不登校児童の支援などにスクールソーシャルワーカーが関わることで、早期にまた手厚い対応が可能になります。このことは教職員の負担軽減につながり、子どもの貧困対策にも有効であることが期待されます。困難な状況を改善するために、子どもを取り巻く様々な人びと（家族・教師・友人など）や地域の環境にも注目し、それらの関係を再構築するために、早急にスクールソーシャルワーカーのシステムを構築し、学校・保護者・地域への周知・啓発をお願いします。

10. スクールカウンセラーの勤務日数の増加について

いじめや不登校といった問題行動の対応には、高い専門性を有するスクールカウンセラーの力が欠かせません。上記スクールソーシャルワーカーと共に、「チーム学校」を支える重要な柱の一つです。平成7年度に始まった学校への臨床心理士の派遣は、年々配置校が増え、東京都においては全中学校に配置されるまで充実されたことは、たいへんありがたいことだと思っています。この事業の効果は多くの保護者が理解しており、今では勤務日には多数の予約が入っています。相談を受けようとしても予約が取りづらい実態もあることから、配置日数のさらなる増加を求める声が多数寄せられています。区や市によっては、自費でスクールカウンセラーを置いているところもあります。ぜひ、スクールカウンセラーの勤務日数の追加をお願いします。

2 施設設備について

1. 古い校舎の建て替え促進

学校の校舎は昭和40年代に鉄筋コンクリート造りに建て替えられた建物が多く、築後40～50年が経過しています。補修工事による長寿命化や、耐震補強工事も行われていますが、近い将来一斉に使用に耐えない状況になることが容易に予想されます。校舎や体育館の全面的な建て替え工事には大きな金額が掛かり、区市町村にとっては大きな負担です。東京都として、建て替えの基準を示し、老朽化した校舎や体育館の建て替えに、補助金を設けていただきますようお願いいたします。

2. 校舎内、体育館のトイレの改修、洋式トイレ増設

安全性の問題から老朽化した校舎の改修を待ち望んでいる声が多いことは前述のとおりですが、その他、特にトイレに関しては、子どもたちが安心して使用出来るよう、改修の要望が多くあります。臭いや衛生面、学校のトイレでは用を足したくないと我慢する子どもの健康面等、問題のある学校は少なくありません。また生活習慣の変化から、洋式トイレは必須であると考えます。災害時の避難所としても洋式トイレはぜひ必要です。校舎等の施設は設置者である区市町村が対応することがらであることは承知していますが、自治体による格差を是正し、どの区市町村の生徒も健康的で文化的な学校生活を送れるよう都として区市町村への指導助言、補助金の支出等をお願いします。

3. 特別教室の冷房化について

平成 23 年度から 25 年度の間には、東京都の財政支援により普通教室の冷房化が大きく進みました。平成 26 年度には、特別教室の冷房化の必要性を御理解いただき、都立高校の基準に基づき音楽室などの冷房化にかかる経費の補助を頂きました。引き続き昨年指定されていない特別教室(理科室、美術室、調理室、被服室、木工室、金工室等)の冷房化を推進し、公立中学校の全特別教室の冷房化の補助をお願い致します。

3 部活動の充実について

2020 年の東京オリンピックに向けて、都においては五輪教育推進校の指定など、活性化策を採られています。学校においても運動部の活動が盛り上がるのが予想されます。東京都の様々な地区の中学生が高い目標を持って部活動に打ち込めるよう、下記のような体制の整備をお願いします。

1. 教育庁への要望

① 部活顧問の教員の異動に伴い、部員の生徒がいるにも関わらず休部・廃部を余儀なくされることが未だにあり、生徒のみならず保護者にとっても常に不安な材料となっています。外部指導員導入経費の補助などの支援のおかげで学校事情による休部・廃部は減少しているようですが、外部指導員の予算の増額、教員特殊勤務手当の支給条件の緩和など、さらなる拡充をお願いいたします。

② 豊かな育ちを実現する部活や教育活動が盛んに行われる学校では、生徒がやりがいを感じられ、いじめも少ないと言われていています。指導者の増員によってきめ細かな部活動指導が出来るように、教育庁人材バンクにおいて、様々なニーズに応えられる外部指導員の充実をお願いします。

2. 中体連との調整のお願い

① 試合出場のための引率者の資格などは競技によっても違っており、教員以外の引率では試合に出られない競技も多くあります。技術指導のできない管理顧問が付いた場合、競技によっては帯同審判員が必要となり、人材の確保ができない時は出場を断念しなければなりません。都中学校体育大会実施要項では「学校事情により日常指導している顧問が引率できず、校長がやむを得ないと判断した場合には個人種目 13 種目で校長が承認した者による引率を認めている」と言うことですが、個人種目 13 種目にとどまらずさらに拡大をお願いいたします。

② 小規模校等で部員が少ない場合、合同チームでの試合への参加を認めるなどの措置を講じて頂いていますが、区や市のレベルの大会までは合同チームで出られても都大会では認められない競技がいくつもあります。全ての競技種目で合同チームでの都大会出場が可能になるよう中体連との調整をお願いいたします。

4 生徒の安心・安全について

1. 災害時の生徒の安全確保について

昨今の日本での自然災害の頻発により、危機管理意識が高まっています。また、共働きの増え、昼間家を空けている家庭が増加している中で、迅速かつ正確に連絡が届くよう学校からの連絡もメール送信が増えています。地区により対応が十分とは言えません。中にはPTAの費用で構築している区市もあります。各区市町村において「命を守る」ための一斉メール配信システムが、全都で構築できるよう指針を示し、支援をお願いします。

2. 携帯電話・スマートフォン等の都での使用規制について

インターネット上での「いじめ」やネット依存などのトラブルは中学生の生活の中で深刻な問題となっています。携帯電話・スマートフォンのようなICT機器は、社会常識や対人関係スキル等が身につけていることが前提となって初めて使いこなせるツールです。成長途上の子どもたちには、一定の制限がある使い方が必要だと思います。中学生に携帯電話やスマートフォンを与えているのは保護者ですから、その使用についてルール作りを模索している家庭は多くあります。また、学校やPTAでは研修を行い、東京都におかれましてもICT教育フォーラムの開催等、大人が子どもたちを守ろうとする気運は高まっています。また、生徒会で利用ルールを話し合う活動をするなど、子ども達自身の自発的な取り組みもあります。しかしこれほどの学校でもできることではありません。そもそも、長時間にわたるメールやライン、オンラインゲーム等は相手があることであり、一家庭だけの取り組みではなかなか実効性がないのが現実です。一部の自治体では深夜の利用規制を呼びかける等の動きがあり、条例化したところさえあります。東京都としても、生徒の健全育成の観点から同様のルールを作り、キャンペーンを行っていただきたいと思います。

5 都中Pへの支援

東京都教育ビジョンにある、『社会全体で子供の「知」「徳」「体」を育み、グローバル化の進展など変化の激しい時代における、自ら学び考え行動する力や社会の発展に主体的に貢献する力を培う』ためには、東京都、区市町村、学校及び保護者や地域が協同することが不可欠です。とりわけ保護者が主体的に学び、考え、行動するためにも、PTA活動のいっそうの活性化が求められます。

都中Pは学校や校長会、都教育委員会・文科省と共に子どもたちの教育を考え、担う団体でもあります。都中Pはこれまで、都教委の各種委員会に委員を派遣したり、東京都教育ビジョンに沿った委託事業を開催したりするなど、他の社会教育団体とは違う幅広い協力を行ってきております。こういった都中Pの特別な貢献・立場をご勘案いただき、東京都においても私どもの活動に対して、財政面や施設貸与などの便宜を図るといった補助を要望します。

他の道府県や政令指定都市のPTA連合会の事務局所在地を調べましたところ、62協議会中、2つが協議会でビルを所有、2つが損保ビルに事務所を置き、54協議会は公共の施設に事務所を置いており、民間のビルに事務所を置いているのは都中Pを合わせ4団体でした(別添資料参照)。この事実を踏まえて再考をお願いしたいと思います。